

平成29年第8回

美里町農業委員会定例総会議事録

第8回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成29年8月24日(木)午前10時30分から午前11時30分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(18名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

欠席委員(なし)

4 報告事項

- 1 農家相談日について
- 2 非農地証明願について
- 3 農用地の形状変更届出について

5 議事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 農用地利用集積計画書審議について

第3号議案 農地利用最適化推進委員を委嘱しないことに係る意見決定について

6 その他連絡・報告事項

1. 平成29年8月事業報告について
2. 平成29年9月事業予定について
3. その他

7 職務代理 閉会挨拶

8 農業委員会事務局職員

事務局長 菊地 和則

事務次長 高橋 博喜

9 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまより平成29年第8回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは、これより第8回美里町農業委員会総会を開きます。</p>
議長	<p>本日の出席委員は20名全員であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立いたしております。</p>
議長	<p>次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項の規定により、議長より2名を指名いたします。2番佐藤 清委員、3番遊佐恭一委員のお二人をお願いをいたします。</p>
議長	<p>続きまして次第の4番、報告事項に入ります。</p> <p>1、農家相談日について。8月21日に農家相談をしております。担当の委員の方より報告をいただきます。</p>
柴山真二委員	<p>報告事項1（8月21日）について、8月21日、会長室にて渡邊会長と伊藤恵子委員と私、柴山の三人が担当しました。相談件数は4件です。</p> <p>1件目は練牛地区の●●●●さんの奥さんが見えられ、相談内容は水田を売りたいが買い手を探してもらいたいというものでした。まずは農地流動化申出書を記入の上、相手を探すことにしました。</p> <p>2件目は牛飼地区の●●●●さんという方で、遊休農地についての相談でした。何筆がある中で、非農地証明願いを提出し、登記の上、地目変更出来るものはするように助言しました。</p>

3件目は二郷地区の●●●●さんという方で、水田の一部を売りたいというものでした。相続が未了のため、まずは相続するよう助言しました。

4件目は、化粧坂の●●●●さんという方で、非農地判断された荒廃農地を11月までに農地に戻したいというものでした。本人申し出どおり、11月までに戻すよう助言しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでございました。

議長 続きまして報告事項2番、非農地証明願いについて事務局より報告願います。

事務局 (報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 8月15日農地保全委員会にて現地の確認調査を行っております。伊藤恵子保全委員会委員長より調査結果について報告をいただきます。

伊藤恵子委員長 農地保全委員会は今月も、後藤幸太郎委員、久道雄悦委員、そして委員長である、私、伊藤の3名が担当し、渡邊会長、大友職務代理、事務局から菊地事務局長、高橋事務局次長の計7名により8月15日(火)に現地調査を行いました。

報告事項2の番号10について、現地は青生地区の●●●●に位置しております。現地は昭和48年11月27日に転用許可を受けており、現在は、宅地として使用されております。特に問題点は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号11について、現地は二郷地区の●●●●に位置しております。自宅敷地に隣接し物置場として使用され、20年以上経過していることから特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号12について、現地は練牛地区の●●●●に位置しております。自宅敷地に隣接し通路として使用され、20年以上経過していることから特に問題は見あたらず現地調査終了後、速やかに証明書を発行するよう事務局に指示しました。

番号13について、現地は中塚地区の●●●●に位置しております。現

(なしという声あり)

議長

それでは、次第の5番の議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。また、農地法第3条調査書についても、あわせて説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、第1号議案について審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可については許可といたします。

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。18番高橋委員。

高橋建一委員

この農地の表記、小字のみですが、先程も同じような案件がありましたが大字というものはないのでですか。それとも記入漏れなのですか。

議長

事務局、答弁願います。

事務局

18番高橋建一委員のご質問にお答えします。

第1号議案とあわせた質問かと思えますけれども、まず、第1号議案、
については大字はございません。そのため、美里町字●●●ということ
になります。

それから、第2号議案の●●につきましても、美里町字●●となってお
ります。法務局の登記簿でもそのようになってございます。ここに法務局
の全部事項証明書がございますので、後でごらんになってください。

以上でございます。

議長

高橋委員、よろしいですね。

高橋建一委員

はい。

議長

そのほか質疑ありませんか。

(なしという声あり)

議長

質疑なしと認めます。

第2号議案について採決をいたします。第2号議案、農用地利用集積計
画書審議について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案は許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことに
係る意見決定についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。)

議長 事務局の説明が終了しましたので、審議に入ります。質疑ありませんか。19番大友重善委員。

大友重善委員 19番大友です。
農地利用最適化推進委員を農業委員会の意見として設置しないという提案ですが、これはどこに上げる（報告する）のですか。どこかに提案するのですよね。これをどこかに上げるのかここで決めて、決定して、委員会の決議として決めると。それで美里町農業委員会は農地利用最適化推進委員を設置しないということをするのか。それとも、どこかに提案をして、意見決定について、そういう意見を委員会の総意としてまとめてどこかに上げてやるのか。その辺お聞かせください。

議長 事務局、答弁願います。

事務局 19番大友委員の質問にお答えいたします。
農地利用最適化推進委員は、法律上、農業委員会に任命権がございます。それで、その任命権のある農業委員会が農地利用最適化推進委員を置くか置かないか、必要とあれば置くことができるというものでありますけれども、美里町では、先ほども説明いたしましたように、既に国が定めた基準をクリアしていますので、農地利用最適化推進委員を置かなくてもよい市町村として国から認定されています。すなわち農業委員会委員だけで、改正農業委員会法に移行しても対応できると考えてございます。

それで、ご質問の内容が、これをどこにどのように報告するのかということでございますけれども、まず、任命権者である農業委員会が設置するかしないか、まずそれを決めます。その上で、今度は委員の定数、条例改正等を今後控えておりますので、もし、農地利用最適化推進委員を委嘱するとすれば、委員の人数は、法律上14人以下にしなければなりません。

現実問題として、これまでも業務対策委員会等でも話し合われてきましたが、美里町の場合、農業委員会委員は10人から12人程度になってしまうと想定されます。これは、もし農地利用最適化推進委員を委嘱するとすれば、のことですが。

委嘱しなければ、法律上27人までは設置することができますが、これまでの業務対策委員会でもいろいろな意見は出ましたが、農業委員会委員は16人とする、ということで意志統一されております。ここでの決定に

つきましては、まず農業委員会の決定事項とあわせて、これを町長部局に報告しなければなりませんので、まずは農地利用最適化推進委員を委嘱しないことの意見決定をすることが必要でございますので、今回提案させていただきます。

以上でございます。

議長 休憩いたします。（11：01）

議長 再開をいたします。（11：07）

19番大友委員よろしいですね。

大友委員 はい。

議長 そのほか質疑ございませんか。

（なしという声あり）

議長 それでは、質疑なしと認め採決をいたします。

第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長 全員賛成と認めます。

第3号議案、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことに係る意見決定については、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことに決定をいたします。

議長 以上で議事の一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第8回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成29年 月 日

会 長

署名委員 2番

署名委員 3番